

## 告 示

### 埼玉県告示第八十七号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために令和四年埼玉県告示第七十号（家畜等の移動及び移出の禁止に関する告示）で告示した家畜等の移動及び移出を禁止する区域について、次のとおり解除する。

令和四年一月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 禁止を解除する家畜等

あひる及びその死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品

#### 二 禁止を解除する日

令和四年一月三十一日

#### 三 禁止を解除する区域

令和四年埼玉県告示第六十九号（患畜等の届出の公示）により公示した春日部市の区域内に存する農場であつて、家畜防疫員が家きん等を移動及び移出させてはならない旨を指示した農場